環境影響評価事後調査書の公表について

この度当社では、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業環境影響評価事後調査書」埼玉県に提出いたしました。

同法に基づき当社ホームページにて事後調査書を公表いたします。

〇公表期間

令和８年１１月４日（水）から１２月４日（金）まで

〇縦覧について

上記の期間中、埼玉県環境政策課、埼玉県北部環境管理事務所、深谷市環境課、熊谷市環境政策課にて事後調査書の縦覧が可能です。

〇意見書について

・事後調査書に対して環境の保全の見地からの意見がある場合は、埼玉県環境政策課に意見書を提出することができます。
・意見書は令和８年１２月１８日（金）（必着）まで提出できます。
・上記縦覧場所には意見書の用紙が置いてあります。また、埼玉県環境政策課では電子メールでも受け付けしています。
・詳しくは、埼玉県環境部環境政策課 企画調整・環境影響評価担当までお問い合わせください。